

## 告 示

### 埼玉県告示第九百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
久米薬局	所沢市久米二一 九六一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十三年九月三十日
関越訪問看護ステーションたんぽぽ	鶴ヶ島市脚折一 四五一	訪問看護 介護予防訪問看護	令和元年九月三十日
二三郷春日部中央	ワニ春日部市中央 第三ビル二四一 二三郷堀切口二一 ヨン一〇一号室	居宅介護支援	令和二年九月一日
ニチイケアセンタ	ニチイケアセンタ	ニチイケアセンタ	ニチイケアセンタ
二朝霞台	二朝霞台	二朝霞台	二朝霞台

ニ チイケア センタ	ニ チイケア センタ	ニ チイケア センタ
ヨ 七 ほ 台 B ア ー マ ン シ ー 三 み ず	富 士 見 市 二 一 一 一 二 一 三 八	富 士 見 市 二 一 二 一 三 八
居 宅 介 護 支 援	居 宅 介 護 支 援	居 宅 介 護 支 援
一日	令和二年八月三十	一日